

あなたの悩み、ひとりで悩まず、相談ください



人権擁護委員は まちの相談パートナー

人権擁護委員は、市民の皆さんの人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしています。いじめや児童虐待、家庭内の問題など、日常生活での悩みや心配ごとがありましたら、気軽に相談ください。

問い合わせ 市民課戸籍係(☎35-2811)



人権擁護委員とは？

人権擁護委員は、日常生活に埋もれている人権問題をすくい上げることを目的に、法務大臣から委嘱された市民で、全国すべての市町村に配置されています。日頃から寄せられた人権相談の問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動を行ったりしています。



どんな活動をしているの？

市内の児童保育園施設などで、いのちや思いやりの大切さを伝える人権教室を開催しています。また、6月1日の「人権擁護委員の日」にあわせて、市内の商業施設などで街頭啓発活動も行っています。今後も地域の皆さんのところに寄り添い、多くの人に人権を知ってもらえるよう活動を続けます。



人権擁護委員に相談するには？

市社会福祉協議会が主催する「心配ごと相談」のほか、電話でも相談を受け付けています。

差別・虐待・セクハラ・パワハラ・いじめ・誹謗中傷など、日常生活での悩みや心配ごとをひとりで悩まず相談ください。

心配ごと相談

日程 毎月4回
※開催日時はP14「相談窓口」をご覧ください。市社会福祉協議会(☎35-3724)に問い合わせください。

会場 プラザけやき、中央公民館
(各会場毎月2回ずつ)

内容 日常生活上の悩みごと、困りごとに関する相談
相談役 人権擁護委員、民生児童委員、行政相談委員

電話相談

みんなの人権110番(☎0570-003-110)

差別や虐待、ハラスメントなど、さまざまな人権問題についての相談

こどもの人権110番(☎0120-007-110)

いじめ、虐待などの子どもの人権についての相談

受付日時 いずれも平日 午前8時30分～午後5時15分



菊川市人権講演会 「障がいの子どもと共に挑戦」



日時 11月21日(土)
開場 午後1時
開演 午後1時30分

会場 文化会館アエル
小ホール

※駐車場の台数に限りがあります。
乗り合わせや公共交通機関の利用にご協力をお願いします。

独自の感性で絵画制作に取り組む松井久悦さんの母、松井照子さんを講師に招き、開催します。菊川市人権擁護委員の活動発表も行いますので、ぜひお越しください。



人権啓発優秀作品を展示



▲昨年の様子

日時 12月4日(金)～10日(木)
午前8時15分～午後5時
※9日(水)は午後7時まで
10日(木)は午後2時まで

会場 市役所本庁舎1階ロビー

法務省は、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定めています。人権週間にあわせ、人権尊重の大切さを呼びかけるため、市内小中学校から応募があった人権標語の優秀作品と、「人権の花運動」の活動写真などを掲示します。